

著作権法施行令の一部を改正する政令案(ブルーレイ・ディスク規格による録画機器及び記録媒体を新たに私的録画補償金制度の対象とする)に関する意見募集(提出期限 2009 年 3 月 4 日)

著作権法施行令の一部を改正する政令案に関する意見

社団法人音楽出版社協会

ブルーレイ・ディスク規格による録画機器及び記録媒体をそれぞれ著作権法施行令第 1 条の特定機器及び第 1 条の 2 の特定記録媒体として規定し、新たに私的録画録音補償金制度の対象とする今回の施行令の改正に賛成します。

著作権法は、第 30 条において、著作物は、私的使用を目的とするときは、使用する者が複製できるとするとともに、同第 2 項においてデジタル方式の機器及び記録媒体により録音録画を行う場合には相当な額の補償金の支払を要することを定めており、今回の改正は当然のことです。

問題は、現在までブルーレイ・ディスク規格による録画機器記録媒体を補償金の対象とすることなく放置したことであり、また、一方、私的複製に供されながら指定されない機器及び記録媒体がブルーレイ・ディスク以外にも多数存在することです。

今日、私的録音録画によって膨大な録音物、録画物が作成され、保存されていることは誰しも認めるところですが、そのために用いられている録音録画機器及び記録媒体はほとんど私的録音録画補償金の対象となっていません。

「補償金とは著作権を制限することの代償としての経済的対価、補償措置」(「著作権法逐条講義」)である以上、私的録音録画が厳然として行われ、しかも拡大している現状に見合った補償措置が行われなければなりません。しかし、現状は、新たに登場する私的録音録画に適した機器及び記録媒体を対象とすることなく放置し、著作権者の権利を無視し、私的録音録画補償金制度の形骸化を招来するに至っています。

ブルーレイ・ディスクを補償金の対象とする施行令改正は当然行われなければなりません。それにも増してこれまで放置されてきた私的録音録画に用いられているすべての機器及び記録媒体を補償金の対象とする改正が行われるべきであると考えます。